

アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10776号生産局長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア [略] イ 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 (ア) [略] (イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。 (ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見されたときには、<u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする (ア) [略] (イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ</u>がなかったことを確認すること (ウ) [略] イ・ウ [略]</p> <p>6 輸入検査 (1)～(3) [略]</p>	<p>1 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア [略] イ 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 (ア) [略] (イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及び<u>ミナミアメリカミバエ</u>（以下「ミバエ類」という。）がなかったことを確認すること。 (ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、<u>ミバエ類</u>が発見されたときには、<u>ミバエ類</u>が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする (ア) [略] (イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>ミバエ類</u>がなかったことを確認すること (ウ) [略] イ・ウ [略]</p> <p>6 輸入検査 (1)～(3) [略]</p>

- (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ チチュウカイミバエが付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

- (4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ ミバエ類が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。